

## ふじのくに地産地消シンボルマークの使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は静岡県在地産地消運動を推進するため、ふじのくに地産地消シンボルマーク及びロゴタイプ（以下「シンボルマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(規格・表示)

第2条 この規程においてシンボルマークとは、別記1に定めるものをいう。

(使用対象)

第3条 シンボルマークは静岡県在地産地消推進運動に使用することとし、商品への使用は認めない。

(使用の届出)

第4条 シンボルマークを使用する者は、しずおか地産地消推進協議会会長（以下、「会長」という）が認めた場合を除き、あらかじめ使用届出書（様式第1号）に必要な書類を添付して、会長に提出しなければならない。

(届出書の受理)

第5条 会長は、シンボルマークの使用届出書の提出があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、シンボルマークの使用を受理するものとする。

- (1) 静岡県やしずおか地産地消推進協議会のイメージを傷つけるおそれがあるとき
- (2) しずおか地産地消推進運動の趣旨に反するとき
- (3) 法令若しくは公序良俗に反するとき又は反するおそれがあるとき
- (4) その他、会長がシンボルマークの使用について不適當であると認めるとき

(届出内容の変更)

第6条 受理された内容について変更しようとするときは、あらかじめ使用変更届出書（様式第2号）を会長に提出しなければならない。

(届出受理の取消し)

第7条 会長は、シンボルマークの使用届出をした者が、この規程及び届出の使用内容に違反していると認めたときは、その受理を取り消し、使用者名及び住所を公表することができる。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については別途定めることとする。

附則

この規程は、平成22年7月12日から施行する。

別記1 「ふじのくに地産地消シンボルマーク」

基本色の表示は以下のとおりとする。ただし、使用方法、印刷方法等の違いにより、表示色どおりの色表示が難しい場合は、誤ったイメージを伝達しないように表示色の再現に努める。

